議案第2号

君津市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

君津市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年6月2日提出

君津市長 鈴 木 洋 邦

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)等の公布に伴い、 国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び低所得者の軽減措置の対象の拡大等を行うため、君津市国民健康保険税条例(昭和46年君津市条例第72号)及び君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年君津市条例第28号)の一部を改正しようとするものである。 君津市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(君津市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 君津市国民健康保険税条例(昭和46年君津市条例第72号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第22条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5千円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

(君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年君津市条例第28 号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、附則第15項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の君津市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後 の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税につ いては、なお従前の例による。 第1条による改正 君津市国民健康保険税条例(昭和46年君津市条 例第72号)

(課税額)

第2条 省略

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。以下 この条において同じ。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保 険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額 及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万</u> 円を超える場合においては、基礎課税額は、52万円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、17万円とする。
- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、52万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等

(課税額)

第2条 省略

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。以下 この条において同じ。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保 険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額 及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>51万</u> 円を超える場合においては、基礎課税額は、51万円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、16万円とする。
- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が14万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、14万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>51万円</u>を超える場合には、<u>51万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等

課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第4項本文の介 護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して 得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合 算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 26万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)

ア〜エ 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合 算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2 号に該当する者を除く。)

ア〜エ 省略

第2条による改正 君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (平成25年君津市条例第28号)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。<u>ただし、附則第</u> 15項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所 得」に改める部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。 課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 16万円を超える場合には、16万円)並びに同条第4項本文の介 護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して 得た額が14万円を超える場合には、14万円)の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合 算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 24万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)

ア〜エ 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合 算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2 号に該当する者を除く。)

ア〜エ 省略

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。